



# 5月は消費者月間です あなたをねらう!悪質商法

## SF(催眠)商法

「日用品を無料であげる!」と宣伝して会場へ誘い込み、「買わなければ損」と思わせるような雰囲気を作り、高額な商品を買わせる手口です。

## アポイントメントセールス

「プレゼントに当選した」などと電話やメールで呼び出され、高額なアクセサリーや絵画などを買わせるものです。

## 架空請求不当請求

はがきや電話、メールなどで、いきなり身におぼえない請求書が送られてきます。



## こんな手口に気をつけて

## 点検商法

「無料で点検をします」と業者が訪れ、屋根や床下など自分で確認することが困難な場所を点検し、不必要または必要以上に屋根工事など高額な契約を勧める手口です。

## キャッチセールス

街中で「アンケートにご協力ください」「無料で化粧品のサンプルをプレゼント」など声をかけられ、事務所や喫茶店に連れて行かれ、高額な化粧品などの契約を勧められます。

## マルチ商法

商品を買ったり登録料を支払ったりして会員になり、知人を紹介すればリベートがもらえ、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというものです。しかし「売れない商品を抱え込むこともあり、ローンの返済に追われる」などトラブルの原因となります。

## 被害にあわないために



- 1.相手(セールスマンなど)の会社名や訪問の目的を確認すること。
- 2.いらない時はキッパリ断ること。
- 3.迷ったときは、その場で契約せずに家族などに相談すること。
- 4.口約束でも契約は成立するので、あいまいな返事はしないこと。
- 5.契約を急がせる業者には注意すること。
- 6.業者の説明と契約書に書かれている内容が違っていないか、よく契約書を確認すること。
- 7.訪問販売などの場合、契約してもらえなければクーリング・オフ制度を活用すること。
- 8.「おかしいな」と思ったら、すぐに消費者センターに相談すること。

テレビ調査人や工事人を名乗って、地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にもご注意ください。

## 困ったときは消費者センターに相談を!

(大阪市内にお住まいの方に限ります)

大阪市消費者センター 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階 消費生活相談専用電話 ☎6614-0999

受付時間/10:00~17:00(年末年始休み) HP(メール相談もホームページから) <http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

## STOP!振り込め詐欺!! 振り込め詐欺4つの手口

- 1 オレオレ詐欺
- 2 架空請求詐欺
- 3 融資保証金詐欺
- 4 還付金等詐欺



### ご注意!!

市役所の職員が個人宅を訪問した際は、職員証の提示を求め、身分を確認してください。融資保証金を送金させるような悪質金融業者には手を出さないでください。エクスパック(郵便局の定額小包)による現金の送金を依頼された場合は振り込め詐欺の可能性が高く、また現金の郵送は法律で禁止されています。

### 問い合わせ

西成警察署 生活安全課  
☎6648-1234